

**令和5年度音楽のまち長田コンサート事業の企画・運営業務
委託事業者選定（公募型プロポーザル）実施要領**

1. 案件名称

音楽のまち長田コンサート事業の企画・運営業務

2. 実施業務に関する事項

(1) 事業目的

長田区民の音楽鑑賞の機会を増やすこと、区内の音楽活動のさらなる広がりを実現することにより、まちの賑わいを創出することや区民が長田区により愛着を感じることに、および人と人との交流を促進することを目的として本事業を実施し、多様なジャンルや場所での音楽イベントを企画・運営する事業者を選定する。

(2) 業務内容

音楽のまち長田コンサート事業の企画・運営業務（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 契約上限額

金 950,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 履行場所

長田区内

例示として、音楽イベントを開催できる会場を以下に挙げる。これら以外の場所にて実施することも可能とする。ただし、いずれの場合も、会場の空き状況確認・予約手続きは事業者にて行うこと。

- ・長田区文化センター多目的ホール
- ・長田区文化センター別館ピフレホール
- ・ふたば学舎講堂
- ・ストリートピアノ
- ・地域福祉センター

※ふたば学舎講堂は、令和6年1月13日（土）午前・午後および2月4日（日）午前・午後を仮予約しているため、使用することができる。

※地域福祉センターの利用を希望する場合は、予め長田区に相談すること。

(6) 役割・費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容及び実施する企画の内容は、事業者選定後、本市と協議の上、決定する。また、委託料の対象となる経費は別表に定めるとおりとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「頭書および委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号の規定に該当しないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (5) 音楽イベントを企画・運営する能力を有する事業者であること。
- (6) 企画提案書の提出日までに、文化芸術事業を企画し、実施した実績が 1 回以上あること。

5. スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 5 年 4 月 17 日（月） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和 5 年 5 月 2 日（火）午後 5 時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 5 年 5 月 12 日（金）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 5 年 5 月 31 日（水）午後 5 時（必着） |

- | | |
|------------|-----------------------|
| (5) 選定委員会 | 令和5年6月中旬予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和5年6月下旬予定 |
| (7) 契約締結 | 令和5年7月以降 |
| (8) イベント開催 | 契約締結日から令和6年3月17日(日)の間 |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

①提出期限

令和5年5月2日(火)午後5時

②提出方法

様式3「質問書」に記載し、電子メールにより「9. 問合せ先」へ提出すること。
なお、電話での質問は一切受け付けないものとする。

③回答方法

令和5年5月12日(金)に本市ホームページにて公開する。

(2) 必要書類の提出

①提出期限

令和5年5月31日(水)午後5時

②提出書類

ア. 応募申込書(様式1)

イ. 誓約書(様式2)

ウ. 企画提案書(様式4)

必須記載項目は、以下のとおりとする。なお、実績以外の5項目に関しては、企画・運営しようとするすべての音楽イベントについて記載すること。

- ・ イベント名称
- ・ 企画する音楽イベントの概要
- ・ イベントの企画にあたっての工夫
- ・ 広報計画
- ・ 音楽イベント開催により期待できる効果
- ・ 実績(あればチラシ・パンフレット等を添付すること)

エ. 見積書(任意様式)

作成に当たっては、経費の詳細な明細を記載することとし、その金額(消費税及び地方消費税を含む。)を記載すること。

オ. 会社・団体概要(任意様式)

法人名、代表者、業務内容、組織体制等が明記されたもの。

③提出方法

電子メールにより「9. 問合せ先」へ提出すること。

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目	評価ポイント	配点
効果	・若手演奏家を中心に起用しているか ・幅広い世代の区民が参加しやすく楽しめる内容となっているか ・まちのにぎわいを創出するような工夫があるか ・区民が長田区により愛着を感じることにつながるか ・人と人との交流を促進するような工夫があるか	50
新規性	・新規性、創造性、独自性に富んだ企画であるか	10
広報	・効果的な広報が実施できる計画となっているか	10
価格	・提案内容に対して見積金額が適切であるか	10
実績	・過去に実施した類似事業の実績は十分か	10
地元企業への加点	・地元（市内に本店を有する）、準地元（市内に支店・営業所等を有する）、その他のいずれに該当するか	10

(2) 選定方法

①本企画の評価については、「音楽のまち長田コンサート事業の企画・運営業務受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を行い、その意見を受けて選定する。

②選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。

③選定委員会

ア 開催日

令和5年6月中旬に長田区役所内にて開催予定（詳細は応募者に別途連絡）

イ プレゼンテーションの流れについては別途通知する。

ウ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」の「効果」の合計得点が高いほうとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

②ほかの参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

④提出書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に結果を通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

8. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例にもとづき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更・差替・追加提出もしくは再提出を認めない。
- (6) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 参加申請後に選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」を「9. 問合せ先」へ電子メールにて提出すること。
- (9) 選定委員会参加者は、委託候補者の選定後、この実施要領等について不知または不明を理由として異議を申し立てることができない。

9. 提出・問い合わせ先

神戸市長田区役所 地域協働課 事業推進担当 上達

〒653-8570 神戸市長田区北町3丁目4番地の3

TEL: (代表)078-579-2311

Email: nagata-suishin@office.city.kobe.lg.jp

(別表)

委託料の対象となる経費

対象経費	項目	内容
	会場費	施設使用料
	演奏費・出演費	アーティストの出演料
	旅費	出演者の交通費、宿泊費、ボランティアスタッフの交通費
	演奏費・出演費	アーティストの出演料
	舞台人件費	舞台設営・音響・照明操作にかかる人件費
	ピアノ調律費	施設付属のピアノ調律費
	運搬費	楽器運搬費
	通信費	出演者及び事務局への書類送付料
	印刷費	チラシ、プログラム、入場チケット等の印刷費
	事務費	消耗品、イベント保険加入料、振込手数料
	一般管理費	業務の管理活動にかかる経費
対象外 経費	(1)定期的な練習に要する経費 (2)受託事業者の構成員に支払う経費（演奏費・出演費、旅費、舞台人件費、運搬費） (3)食費、懇親会費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費 (4)記録費(録画・写真・録音など当該活動の成果として記録するもの) ※カメラマンへの謝礼を含む (5)航空・列車運賃の特別料金 (6)賞金、賞品、参加賞代 (7)視察や調査に伴う経費(会場の調査や出演者のコンサート代などを含む) (8)受託事業者の構成員自らが管理する会場使用料 (9)有料配布する冊子、CD 等作成費 (10)予備費、雑費、領収書がない等使途が明確でない経費	